

2024 年度教職課程自己点検・評価報告書

教職委員会

2009 年度、青森公立大学に教職課程が開設された。これは、地域の高等学校からの強い要望によるものであり、本学は公立大学としての新たな役割を担うこととなった。

本学は、教育研究の一層の推進と活性化を図り、地域のリーダーとなるべき人材を輩出するとともに、県都の知の拠点として、青森市はもとより大学の設立・運営に大きく関わった地域である東津軽郡及び青森県における地域社会の発展に貢献してきた。その一環として、教職課程も人を育てる活動に対する情熱や目的意識をいつまでも持ち続けることができ、かつ「学び続ける」教師を養成、育成することで、地域や自治体の発展に寄与してきた。事実、毎年教職を希望する学生を教育・指導し、2024 年度までに両学科合わせて 207 名の免許状取得者を輩出している。

開設から 16 年が経つなかで、これまで法令の改正、教育課程の変更、コロナ禍における教育実習実施困難など、教職課程を取り巻く環境は様々な変化があったが、本学はそうした変化に適切に対応するよう努めてきた。そして現在、教職課程 2022 年度施行の教育職員免許法施行規則改正に伴い、大学は自ら点検・評価を行いその結果を社会へ公表することが求められている（第 22 条の 8）。そこで本学は 2025 年度（2024 年度対象）より、本学教職課程の自己点検・評価を行い、報告書を本学ホームページにて公表することとした。以下の自己点検・評価の基準は、基本的に文部科学省「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン(令和 3 年 5 月 7 日教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議)」に基づくものである。

I. 青森公立大学教職課程の現況

1. 大学名

青森公立大学

2. 所在地

〒030-0196

青森市大字合子沢字山崎 153 番地 4

3. 教職課程設置年

2009 年(平成 21 年)

4. 教職課程認定学群・免許種

青森公立大学経営経済学部

経営学科：高等学校教諭第 1 種免許状（商業）

経済学会：高等学校教諭第 1 種免許状（公民）

青森公立大学大学院経営経済学研究科

高等学校教諭専修免許状（商業）（公民）

Ⅱ. 教員養成に対する理念

経営経済学部

理念・目的

本学は、開学時から「教育に責任を持つ」ことを合言葉に、教育第一主義を標榜してきました。GPA 制度をはじめとして数々の教育上の工夫をしながら、「自分で問題を発見し、学び、問う、そんな知的好奇心にあふれ、強い自立心をもって、いくつもの夢にチャレンジする」学生を育ててきました。教職課程においても、本学の教育に対する理念は変わることなく、むしろ積極的に活かされるべきであると考えています。変化の激しい現代にあって、いっそう複雑化・多様化する学校教育の状況に対応できる能力を備えつつ、常に「教育に責任を持つ」ことのできる教員を養成します。

経営学科における目標

経営学科は、複雑化・多様化する社会にあって、解決すべき諸問題を的確に把握し、解決策を考案し、その実現のために協働できる「意欲的で活動的な人材」を育成するとともに、現代社会をたくましく「生きぬく力」を有する生徒を育てることができる高校教員の養成を目指します。

経済学科における目標

経済学科は、経済に関する専門性を身につけた上で、かつ、本学の理念である「専門性を持った教養人」としての、豊かな教養と見識とを背景に、高校で公民を学ぶ生徒たちに、信頼と感動を与えることができる高校教員の養成を目指します。

大学院

理念・目的

大学院博士前期課程（修士課程）の教育理念は、経営学的アプローチと経済学的アプローチの融合と総合を通して、経営経済領域における諸課題の発見分析及び解決に至る柔軟な思考力と専門的な能力を身につけるというものであります。21 世紀に入り、ますます複雑・多様化する現代社会にあって、こうした専門的資質を有する高校教員を養成することは、大学院教育の一環として必須のことと考えます。

本学大学院においては、現代経済社会に対応する教育指導を担う、高度な専門的能力を有する教員を養成します。

大学院における目標

専修免許は、大学院修士課程レベルの高度の専門的な資質を有する教員を養成する制度として、この要請に応えるものであり、また、既に一種免許を持つ現職の教員においても取得できることから、より高度の専門教育能力を獲得しようとする研修意欲を高める意味がある。よって、大学院経営経済学研究科においては、複雑化する経済社会に対応する教育指導を担う高度な専門的能力を有する教員を養成します。

Ⅲ. 教職課程の自己点検・評価

1. 教育理念・学修目標

1-1. 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定状況

：具体的かつ明確な形で設定されているか、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画と3つの方針との関係が必要に応じて意識されているか等

点検・評価

ディプロマ・ポリシーに合わせた教職課程の設計は、卒業生が社会で活躍するために必要な能力を育成し、質の高い人材を育成するための重要なステップであると考えます。青森公立大学では、青森公立大学経営経済学部及び大学院の教育理念及び教育目的をもとに、学部と大学院における教員養成の理念と目標を定めています。そして、各学科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーに従い、各学科における教員養成の目標が定められています。また、これらの理念・目標を達成するために、教員養成計画を教職委員会が設定しています。

以上の内容を踏まえ、当該評価事項を満たしていると評価します。ただし学校教育を取り巻く状況は設置以来大きく変化しています。この変化に対応するためには、今後本学の教員養成の理念・目標も見直していく必要がある。

関連資料

- ・HP: 教員養成の理念、目標
- ・HP: 経営学科のポリシー
- ・HP: 経済学科のポリシー
- ・教職課程進行表（経営学科）
- ・教職課程進行表（経済学科）
- ・教職課程進行表（大学院）

1-2. 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定プロセス

：学生や採用権者の意見の考慮、所在する都道府県・政令指定都市教育委員会の策定する教員育成指標との関係性の考慮が行われているか等

点検・評価

本学は、「経営経済学の専門性を持った教養人の育成」という教育目的のもとで、「第3期中期計画」における教育に関する目標として、「初年次教育の充実や実社会を教育現場とする学修機会の充実」及び「地域連携実施体制の強化」に対応した教育課程の編成を示している。これらの目標を踏まえつつ、教員に共通に求められる実践力や商業及び公民の専門性に関わる実践力を通して、青森県の学校教育改革に掲げられている「主体的に社会に参画する学びの推進（施策2）」や、「学校・家庭・地域の連携・協働の推進（施策6）」への貢献を考慮して計画を策定している。

以上を基本方針として、現在は教職委員会を中心に教員養成の実践や教職カリキュラムの改訂に取り組んでいるところである。よって、当該評価事項を満たしていると評価します。

関連資料

- ・教職課程進行表（経営学科）
- ・教職課程進行表（経済学科）
- ・教職課程進行表（大学院）

- ・青森県基本計画「青森新時代」への架け橋 第3章（政策・施策体系、7つの政策テーマごとの政策・施策等）
- ・公立大学法人青森公立大学第3期中期計画
- ・令和7年度 公立大学法人青森公立大学 年度計画

1-3. 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の見直しの状況

：一人一人の学生が教職課程での学修を通じて得た自らの学びの成果(以下「学修成果」)や自己点検・評価の結果、社会情勢や教育環境の変化等を踏まえた適切な見直しが行われているか等

点検・評価

商業及び公民教育課程における養成の目標や当該目標を達成するための計画の見直しについては、青森市や青森県の教育振興基本計画による新たな教育施策や文部科学省による学習指導要領の改訂を踏まえて行っている。現在、教職委員会で、学生への春期・秋期ごとの授業評価アンケートや卒業時に実施しているアンケート、教職履修カルテの自己評価、教員免許取得状況等のデータ整理や教育実習及び事後指導の際のふり返りを素材として検討を進めている。

以上のことから、履修学生の学修成果の把握や分析・検討を進め、教員養成の目標・計画の見直しに取り組んでいくところである。また、毎年4年次生を対象に、青森県総合学校教育センター主催の「あおり教育研究発表会」に参加し、実践研究に従事する教員（同センター研究員）の研究発表を聴講している。これらの機会も活用し、担当教員は実践研究を踏まえた教職指導を行いつつ、今後の課題の洗い出し等についても検討を進めている。また、毎年度教職委員長を中心に、2～4年次生を対象として教員採用試験の説明会や対策講座を開催している。

これらを踏まえ、各自治体から要請される教師像も考慮し、適宜見直しを行いながら、教職の指導に取り組んでいる。よって、当該評価事項を満たしていると評価する。

関連資料

- ・青森県教育振興基本計画【2024～2028年度】アクションプラン
- ・青森市教育振興基本計画
- ・令和7年度 公立大学法人青森公立大学 年度計画

2. 授業科目・教育課程の編成実施

2-1. 複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設など全学的な教育課程の編成状況

：複数の教職課程間における授業科目の共通開設は、開設に責任を負う学科等の強み・特色を生かしつつ適切に行われているか等

点検・評価

本学教職課程は、「教科及び教科の指導法に関する科目」以外の授業科目、すなわち「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」は、学科における教員免許の種別によらず共通の履修科目である。そして、1年次春学期から教職の意義及び教員の役割・職務内容を学ぶ「教職概論」や幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程に関する「教育心理学」を置いている。そして、教職の基礎から始まり、徐々にその専門性を高めていくよう教育課程を編成している。4年次には「教育実習事前事後指導」及び「教育実習」、そして教職課程の総まとめとして「教職実践演習」を配置している。4年次

の科目は両学科の学生が共に履修しつつ、その免許種別の特徴に合わせた模擬授業等を行っている。

以上の内容を踏まえ、当該評価事項を満たしていると評価する。

関連資料

- ・青森公立大学経営経済学部教職課程履修規程
- ・青森公立大学大学院履修規程

2-2. 教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備の整備状況

：ICT(情報通信技術)環境(オンライン授業含む)、模擬授業用の教室、関連する図書など、教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備が整備されているか等

点検・評価

本学では、パソコン実習室以外にも、アクティブラーニング室にプリンタ、電子黒板や画面共有システムなど、ICTを活用する教育研究活動のための機器が導入されている。各教室には、プロジェクタやスクリーンを配置している。また、Wi-Fiの設備などが整備されていない教室には、Wi-Fiルーターやプロジェクタを貸し出すなどして、ICTによる教育研究活動の環境を整えている。Google for Educationの他、Zoomとの契約を結び、オンライン授業環境を整備し、非対面授業の実施にも対応している。また、図書館にも教職関連書籍を用意し、毎年図書資料選定委員会において推薦された書籍が収蔵されている。

以上の内容を踏まえ、当該評価事項を満たしていると評価する。

関連資料

- ・青森公立大学学生便覧

2-3. 教育課程の体系性

：法令及び教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画と対応し必要な授業科目が開設され適切な役割分担が図られているか、教職課程以外の科目との関連性が適切に確保されているか等

点検・評価

本学の教職課程は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則、及び本学における教員養成の目標等と対応して、適切な授業編成を行っている。本学の教科及び教科の指導法に関する科目群は、法令に従いながら、経営学科、経済学科の教育課程と連動しており、教職課程外の科目との関連性も確保されている。なお、教職課程に変更がある場合には、文部科学省に変更届を提出し、適切な手続きを行なっている。

以上、本学の教職課程は体系的に整備されており、当該評価事項を満たしていると評価する。

関連資料

- ・青森公立大学経営経済学部教職課程履修規程
- ・青森公立大学大学院履修規程

2-4. ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性

：例えば、教員として身につけることが必要なICT活用指導力の全体像に対応して各科目間の役割分担が適切に図られているか、到達目標や学修量が適切な水準となっているか等

点検・評価

本学では、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目として「情報リテラシーⅠ」が必修

科目として設定されている。これにより、学生は基礎的な ICT 技術を学ぶ。また、2021 年度の教育職員免許法施行規則の改正に伴い、「教育方法論」を廃止し、2022 年度から「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する科目として「教育方法と情報通信技術」という科目を新設した。この科目は、教職課程コアカリキュラムに準拠した内容で構成されており、学生は ICT 活用指導力に関連する事項を学修する。

以上の内容を踏まえ、当該評価事項を満たしていると評価する。

関連資料

- ・青森公立大学経営経済学部教職課程履修規程

2－5. いわゆるキャップ制の設定状況

：1 単位あたりの学修時間を確保する上で有効に機能しているか等

点検・評価

本学は 1 単位あたりの学修時間を確保するために、各年次で履修できる単位数を 50 単位未満に制限している。ただし、教職課程の履修は選択であり、卒業単位に含まれていない。また履修単位数を制限すると、教職課程履修学生にとっては不利益が生じる可能性が高い。そこで、教職課程のために特別に開設されている「教育の基礎的理解に関する科目」等の科目は履修単位数制限の対象から除外されている。

以上の内容を踏まえ、当該評価事項を満たしていると評価する

関連資料

- ・青森公立大学経営経済学部履修規程
- ・青森公立大学経営経済学部教職課程履修規程

2－6. 教育課程の充実・見直しの状況

：学修成果や自己点検・評価の結果等を踏まえて充実が図られ、適切な見直しが行われているか等

点検・評価

本学の教職課程は、学部学科のカリキュラム改正や教育職員免許法等の法改正に従い、適宜改正してきた。その際には教職委員会において審議された後、教務担当会議、部局長会議、教育研究審議会を経て、教授会において審議・報告される。今後、カリキュラム改正が予定されているため、それに向け 2024 年度から検討が開始されている。

以上の内容を踏まえ、当該評価事項を満たしていると評価する。

関連資料

- ・青森公立大学経営経済学部教職課程履修規程

2－7. 個々の授業科目の到達目標の設定状況

：法令、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画、学習指導要領及び教職課程コアカリキュラムへの対応が図られているか等

点検・評価

教職課程の各科目は教職課程コアカリキュラムに沿うものであり、2018 年度の教職課程際認可申請で認可されている。その後の課程変更のたび、文部科学省への届け出を実施している。いずれの科目においてもその到達目標が設定されており、「教科及び教科の指導法」は「中等教科教育法Ⅰ・Ⅱ」

を除き、それぞれの学科ディプロマポリシーとの関係が明示されている。

以上の内容を踏まえ、当該評価事項を満たしていると評価する。

関連資料

- ・青森公立大学経営経済学部教職課程履修規程
- ・教職課程履修の手引き
- ・科目編成表（経営学科）
- ・科目編成表（経済学科）

2-8. シラバスの作成状況

：教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画と授業科目との関係、授業科目の目的と到達目標、内容と方法、計画、成績評価基準、事前学修と事後学修の内容等が明確に記載されているか等

点検・評価

教職課程のシラバスは本学ホームページにおいて公開されている。各授業のシラバスにはその科目の概要、到達目標、成績評価基準、授業スケジュール、前提科目等が明記されている。2025 年度より、科目が該当するディプロマ・ポリシーをシラバスに明記することとした。また、シラバスはシラバス作成要項に基づき、教務担当会議により確認、承認されたものを公表することとなっている。加えて、各学科における教職課程4年間を通しての科目配置は、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画として教職課程進行表に記載されている。これは本学ホームページ及び教職課程履修の手引きに記載されており、学生に明示している。

以上の内容を踏まえ、当該評価事項を満たしていると評価する。

関連資料

- ・教職課程シラバス
- ・教職課程履修の手引き
- ・教職課程進行表（経営学科）
- ・教職課程進行表（経済学科）
- ・教職課程進行表（大学院）
- ・シラバス作成要項

2-9. アクティブ・ラーニングやICTの活用など新たな手法の導入状況

：授業科目の到達目標に応じ、少人数のアクティブ・ラーニングやICTを活用した新たな手法を導入し、「考える」「話す」「行動する」などの多様な学びをもたらす工夫が行われているか等

点検・評価

本学では、教職科目に限らず、さまざまな授業においてグループワーク、協同作業等を積極的に授業に取り入れている。ICTについても同様であり、例えば「教育方法と情報通信技術」では Google Classroom を活用して授業を展開し、さらにそれによって ICT に基づく授業展開の方法を指導している。さらに「教育実習事前・事後指導」や「教職実践演習」では ICT や協同学習を積極に取り入れ、新しい授業手法の学修と定着をはかっている。

以上の内容を踏まえ、当該評価事項を満たしていると評価する。

関連資料

- ・教職課程シラバス

2-10. 個々の授業科目の見直しの状況

：学修成果や自己点検・評価の結果等を踏まえて充実が図られ、適切な見直しが行われているか等

点検・評価

各授業の見直しは基本的に各担当教員の責任のもとなされているが、各授業はその最終講義日に学生による授業アンケートによって評価される。それを受けて、各担当教員はシラバスに「学生の「授業評価」に基づくコメント・改善・工夫」を記載することになっている。現状、大きな問題は指摘されていない。

以上の内容を踏まえ、当該評価事項を満たしていると評価する。ただし、さまざまな法改正等教職課程を取り巻く環境が変化しているため、今後教職委員会で改めて授業科目全体を見直す時期が来ているように思われる。

関連資料

- ・教職課程シラバス

2-11. 教職実践演習及び教育実習等の実施状況

：教職課程において特に重要な役割を果たす教職実践演習、教育実習(学校体験活動含む)は、事前指導・事後指導を含め、大学の主体的な関与の下で適切に行われているか等

点検・評価

「教育実習」に行く学生は、必ず「教育実習事前・事後指導」を受講することになっている。そして「教育実習事前・事後指導」は、教職担当教員3名全員が積極的に参画し、学生の指導にあたっている。また、教職課程2年次春学期から「履修カルテ」を学生に示し、各セメスターで教職課程における学修について学生自らが記録している。そうして4年次秋学期の「教職実践演習」で、その「履修カルテ」を用いた協同学習を実施し、教職課程4年間の総まとめを行なっている。加えて「教職実践演習」では、教員としての視野を広げるよう、青森県立総合学校教育センターでの学外授業も実施している。

以上の内容を踏まえ、当該評価事項を満たしていると評価する。

関連資料

- ・教職課程シラバス
- ・教職課程履修カルテ（様式）（経営学科）
- ・教職課程履修カルテ（様式）（経営学科）
- ・教職課程履修カルテ（評定）

3. 学修成果の把握・可視化

3-1. 成績評価に関する全学的な基準の策定・公表の状況

：成績評価基準に基づく評語と授業科目ごとに定められている到達目標の達成水準との関係等が明らかにされているか等

点検・評価

本学における成績評価基準は、A、B、C、D、Fの5段階である。その評価基準と各科目の到達目標との関係は2024年度に新たに定義された。学部の定義に合わせ、教職課程においても同様に評価を定義し直した。それは経営経済学部履修規程及び教職課程履修規程に定められ、学生便覧及び大学

のホームページで公表されている。

以上の内容を踏まえ、当該評価事項を満たしていると評価する。

関連資料

- ・青森公立大学経営経済学部履修規程
- ・青森公立大学経営経済学部教職課程履修規程
- ・学生便覧

3－2．成績評価に関する共通理解の構築

：同一名称の授業科目を複数の教員が分担して開講している場合に成績評価の平準化を図ることができているか等

点検・評価

本学で教職課程のために特別に開設されている「教育の基礎的理解に関する科目」等の科目において、複数の教員が分担して開講している授業はない。「教育実習」を除き、「教育実習事前・事後指導」「教職実践演習」では複数の教員が担当しているが、いずれも全講義日に全教員が学生の指導にあたるという独自の方針をとり、また統一した成績評価を行っている。

以上の内容を踏まえ、当該評価事項を満たしていると評価する。

関連資料

- ・教職課程シラバス

3－3．教員の養成の目標の達成状況(学修成果)を明らかにするための情報の設定及び達成状況

：教員の養成の目標の達成状況を明らかにするための情報※2 が適切に設定されており、それがどの程度達成されているか、教職実践演習に向けた「履修カルテ」を適切に活用できているか等

点検・評価

教員の養成の目標と達成状況を明らかにするための情報は、本学のホームページで毎年公表している。また、本学の履修カルテは、各授業の学修内容と今後の課題を学生自身で評価し記述する。更に履修カルテに関わる事項として、2011 年度から学生の「教職で必要とされる資質能力」の調査を行なっている。その結果、全体的にバランスの取れた学修がなされていると評価できる。

以上の内容を踏まえ、当該評価事項を満たしていると評価する。

関連資料

- ・HP：卒業者の教員免許状の取得の状況に関すること
- ・HP：卒業者の教員への就職の状況に関すること
- ・履修カルテ 2024 様式(経営)
- ・履修カルテ 2024 様式(経済)
- ・履修カルテ評定
- ・2024 年度教職課程に関する分析と報告

3－4．成績評価の状況

：各授業科目の到達目標に照らしてできるだけ定量的又は定性的に達成水準を明らかにし、厳格に点数・評語に反映することができているか、公正で透明な成績評価という観点から達成水準を測定する手法やその配点基準があらかじめ明確になっているか等

点検・評価

各授業のシラバスに到達目標及び成績評価に関わる欄が設けられており、その評価に関わる基準・事項が学生に明示されている。またその成績評価は全学的に履修規程に定められた定義に基づくものとなっている。

以上の内容を踏まえ、当該評価事項を満たしていると評価する。

関連資料

- ・教職課程シラバス
- ・青森公立大学経営経済学部履修規程
- ・青森公立大学経営経済学部教職課程履修規程

4. 教職員組織

4－1. 教員の配置の状況

：教職課程認定基準(平成 13 年 7 月 19 日教員養成部会決定)で定められた必要専任教員数を充足しているか等

点検・評価

教職課程認定基準に定められた必要教員数を充足している。また、変更があるたびに文部科学省に変更届を提出しており、届け出る際には教職課程における関係法令に基づき、教員の配置状況を確認している。

以上の内容を踏まえ、当該評価事項を満たしていると評価する。

関連資料

- ・HP：教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に規定する教員養成の状況に関すること
- ・青森公立大学の認定課程における学科等の教育課程の変更について(届出) 令和 6 年 3 月 22 日

4－2. 教員の業績等

：担当授業科目に関する研究実績の状況、担当教員の学校現場等での実務経験の状況等

点検・評価

本学では各教員が自らの業績について、年度末に報告を行うことになっている。そして、その業績は一覧にされ全教員に公表される。また、教職科目担当教員としての業績は、2018 年度の再課程認定時に確認し、文科省より認定されている。

以上の内容を踏まえ、当該評価事項を満たしていると評価する。ただし、各教員が、今後さらに業績を伸ばす仕組みの構築については検討の余地があるだろう。

関連資料

- ・2024 年度研究業績・地域貢献リスト／2025 年度学外出講・委員応嘱リスト
- ・HP：教員紹介

4－3. 職員の配置状況

：教職課程を適切に実施するため、事務組織を設け、必要な職員数を配置できているか等

点検・評価

本学における教職課程の事務手続きは、事務局教務・学事グループ教務・学生チームが行なっており、現状大きな問題はない。しかし、実質的にほぼ担当者が 1 名程度であり、さらにその担当者が学部全体の事務担当も兼ねている。

以上の内容を踏まえ、当該評価事項を一定の水準で満たしていると評価する。ただし、事務職員の拡充については今後検討する必要がある。

関連資料

- ・組織図

4－4．FD・SDの実施状況

：いわゆる教科専門の授業科目を担当する教員や実務家教員も含め、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画への理解をはじめ教職課程を担う教員として望ましい資質・能力を身に付けさせるためのFD・SDが確実に実施されているか、適切な内容※4が実施できているか、実際に参加が確保できているか等

点検・評価

本学教職員の研修を所管する組織としてFD・SD推進委員会があり、教職員合同のFD・SD研修会を年2回実施している。2024年度の学部FD研修会では「高校生と高等学校教育の今を知る」というテーマで、青森県教育委員会から講師を派遣していただいた。このテーマは、大学生に対してよりよい教育を行うためには、大学以前にどのような教育を受けているのかを理解することが助けになるという考えから設定された。学部全体への研修会であったが、教職課程担当教員にとっても有用であったと考える。

以上の内容を踏まえ、当該評価事項を満たしていると評価する。

関連資料

- ・2024年度FDSD研修会実績一覧

4－5．授業評価アンケートの実施状況

：個々の授業科目の見直しに繋がるFDの機会を活用できるように、効果的な授業評価アンケートの作成・実施が行えているか等

点検・評価

本学では、各授業の最終回で、授業履修者に対する授業評価アンケートを実施している。各項目の分布及び平均値が算出され、個々の授業の結果とともに授業担当者に示される。授業担当者はアンケート結果への回答書を作成し、学生に対するフィードバックし、シラバスにも記載する。これにより、授業評価アンケートは、学修成果の把握と授業改善に生かされている。

以上の内容を踏まえ、当該評価事項を満たしていると評価する。

関連資料

- ・授業評価（アンケート）

5. 情報公表

5－1．学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第172条の2のうち関連部分、教育職員免許法施行規則第22条の6に定められた情報公表の状況

：法令に定められた情報公表が学外者にもわかりやすく適切に行えているか等

点検・評価

法令に従い、教育職員免許法施行規則第22条の6に定められた情報内容は、本学ホームページで公表されている。

以上の内容を踏まえ、当該評価事項を満たしていると評価する。

関連資料

- ・HP：教育職員免許法施行規則第22条の6に規定する教員養成の状況に関すること

5－2．学修成果に関する情報公表の状況

：大学が必要な資質・能力を備えた学生を育成できているかどうかを、エビデンスとともに説明できているか等

点検・評価

本学の学習成果に関する情報として、教員の養成の目標と達成状況をホームページで毎年公表している。履修カルテに関わる事項として、2011年度から学生の「教職で必要とされる資質能力」の調査を行なっている。その結果は、2024年度教職課程に関する分析と報告としてまとめられている。

以上の内容を踏まえ、当該評価事項を満たしていると評価する。

関連資料

- ・HP：教育職員免許法施行規則第22条の6に規定する教員養成の状況に関すること
- ・2024年度教職課程に関する分析と報告

5－3．教職課程の自己点検・評価に関する情報公表の状況

：根拠となる資料やデータ等を示しつつ、わかりやすい自己点検・評価の評価書を公表することができているか

点検・評価

教育職員免許法施行規則の改正（2022年度施行）に伴い、2025年度に青森公立大学における教職課程自己点検を行いその結果を自己点検・評価報告書としてまとめ、ホームページで公表することとした。

以上の内容を踏まえ、当該評価事項を満たしていると評価する。

関連資料

- ・2024年度教職課程自己点検・評価報告書

6．教職指導(学生の受け入れ・学生支援)

6－1．教職課程を履修する学生の確保に向けた取組の状況

：教職課程に関する積極的な情報提供の実施ができているか、教員の養成の目標に照らして適切に学生を受け入れているか等

点検・評価

高校生・受験生等に対しては、大学案内及びホームページで情報提供を行なっている。オープンキャンパスの際には学修相談コーナーを設け、教職課程に関する質問等に応じている。入学生に対しては、1年次当初のオリエンテーションにおいて教職ガイダンスを実施し、本学の教職課程の特徴や履修方法等について説明している。更に教職課程履修者を増やしていくためには、オリエンテーション等の方法を検討する必要がある。

以上の内容を踏まえ、当該評価事項を満たしていると評価する。ただし、教職履修者増加のための方略は検討を要する。

関連資料

- ・大学案内

6－2. 学生に対する履修指導の実施状況

：必要な体制や施設・設備を整えた上で、個々の学生の教職に対する意欲を踏まえつつ、学生に教職課程の履修に当たって学修意欲を喚起するような適切な履修指導が行えているか、「履修カルテ」を適切に活用できているか等

点検・評価

それぞれの学年度当初のオリエンテーションにおいて教職ガイダンスを実施し、各学年における教職課程の学修等について説明している。そこで「履修カルテ」への記載等を促している。履修カルテは4年次秋学期配当科目「教職実践演習」で活用されている。また、教職担当教員及び教務学生チーム事務職員が、学生の個別相談に適宜対応する体制を整えている。

以上の内容を踏まえ、当該評価事項を満たしていると評価する。

関連資料

- ・オリエンテーション資料
- ・履修カルテ 2024 様式(経営)
- ・履修カルテ 2024 様式(経済)

6－3. 学生に対する進路指導の実施状況

：学生に教職への入職に関する情報を適切に提供するなど、学生のニーズに応じたキャリア支援体制が適切に構築されているか等

点検・評価

教職課程を履修している学生向けに、教員採用試験対策講座を実施している。その中で、2年・3年次生に対しては、教職という職業の特徴等について説明し、キャリア形成に向けて学生自身で考えることができるよう情報提供を行なっている。また、4年次生対象とした対策講座では、より詳しく採用試験や教職への就職に関する説明している。4年次科目の「教育実習事前事後指導」においても、教職担当教員が、学生に対しその就職状況を把握するようにしている。そして、必要な場合には個別に相談を受け付けている。

以上の内容を踏まえ、当該評価事項を満たしていると評価する。ただし、昨今の就職活動の早期化が進んでおり、採用試験対策講座の開講時期等は再検討すべきだと考えている。

関連資料

- ・教員採用試験対策講座案内

7. 関係機関等との連携

7－1. 教育委員会や各学校法人との連携・交流等の状況

：教員の採用を担う教育委員会や各学校法人と適切に連携・交流を図り、地域の教育課題や教員育成指標を踏まえた教育課程の充実や、学生への指導の充実につなげることができているか等

点検・評価

本学の教職に関する科目の担当教員が、青森市のまちづくり有識者会議の委員として参加したり、教員とPTA対象の教育力向上研修講座を担当したりするなど、教育研究上の連携・交流を進めている。これらの活動から得られた知見を、各自教職の授業に還元することで、教育行政への貢献のみならず、教職課程の質の向上にも繋がる取り組みを行っている。また、2024年度に青森県教育委員会理事を本学のFD・SD研修会講師に迎え、「高校生と高等学校教育の今を知る」という題目で研修を

行った。

他方、学外の活動として、県立高校への出張講義にも意欲的に取り組み、高大接続にも力を入れている。そして、高校教育の充実とともに本学の魅力を高校生に伝えることも通して、生徒達の進路選択やキャリア教育に貢献する活動を断続的に実施している。また、青森学術文化振興財団の助成も受け、「学校支援ボランティア養成講座」を企画し、学校支援や地域支援に向けた取り組みも実施している。これは、青森市や青森県の教育振興基本計画でも謳われている「学校・家庭・地域との連携・協働の推進」に貢献するものでもあり、社会貢献活動の充実にも寄与するものである。

以上、教育課程の向上を念頭に置きながら、学外の活動においても関係機関との連携・交流を進めている。よって、当該評価事項を満たしていると評価する。

関連資料

- ・青森市「松原地区のまちづくり有識者会議／松原地区のまちづくりビジョン」
- ・青森市「学校・家庭・地域が一体となった教育力向上研修講座」
- ・青森公立大学「学校支援ボランティア養成講座」
- ・青森公立大学「出張講義(出前授業)・大学見学について」

7－2．教育実習等を実施する学校との連携・協力の状況

：教育実習を実施する学校と適切に連携・協力を図り、実習の適切な実施につなげることができているか、学校体験活動や学習指導員としての活動など学校現場での体験活動を行う機会を積極的に提供できているか等

点検・評価

本学の実習担当窓口（教務・学生チーム）を通して、教育実習の実施に際して実習校との円滑な連携・協力を図ることで、遅滞なく実習を行うことが可能となっている。また、教職担当教員及び教務・学生チーム事務職員が、学生の個別の相談に随時対応する体制を整備している。これらにより、本学と実習校との連携を推進するとともに、学生個々の支援も充実させることにより、実習校と学生との間の関係性の構築にも配慮している。

このように、ファシリテーターとしての役割も担うことで、実習の質の向上を図り、且つ、学校現場からの要望等も受け入れやすい環境を整備している。よって、当該評価事項を満たしていると評価する。

関連資料

- ・青森公立大学教職委員会規程

7－3．学外の多様な人材の活用状況

：学外の諸機関との連携の下、教育課程を充実するために学外の多様な人材を実務経験のある教員又はゲストスピーカー等として活用することができているか等

点検・評価

本学の教職課程においては、実務家教員を配置するなど、一定の学校現場経験を有する人材を登用し、学術面と実践面の両面を充実させることで、一体的な学習が展開できるよう内容の充実を図っている。地理的な問題等もあり、非常勤講師を除き学外のゲスト講師との連携に関してはそれ程盛んに進めているわけではないが、今後は、ゲスト講師等の効果的な活用も検討していくことが考えられる。

以上の内容を踏まえ、当該評価事項を満たしていると評価する。

関連資料

・ 2024 年度開講科目一覽表